

戦力不保持を規定した憲法九条一項の改正は、自民党結党以来の覚悟なのである。しかし、憲法学者の「自衛隊違憲論」を聞き合ひに出して改正の必要性を主張するのではなく都合主義ではないか。

## 論説

2016-2-4

衆院予算委員会はまのう、安倍晋三首相と金閣僚が出席し、基本的質疑が行われ、二〇一六年度予算案に関する審議が始まった。金錢授受問題が報じられた甘利明前経済再生担当相の閣僚辞任で、数日遅れのスタートだ。

首相が、稻田朋美自民党政調会長との質疑で言及したのが、九条二項改正論である。

九条は一項で戦争放棄、二項で戦力不保持を定めている。にもかかわらず自衛隊が存在しておれば、「現実に合わなくなっている九条一項をそのままにしておけない」とそれが立憲主義の空洞化だ」とこうのが稻田氏の指摘だ。

「それに対し、首相は「七割の憲法学者が、自衛隊に対し憲法違反の疑いを持つている状況をなくすべきだ」という考え方もある」と、九条二項改正の必要性を訴えた。

ちょっと待ってほしい。

集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法をめぐり、多くの憲法学者が憲法違反として反対の声を上げたにもかかわらず成り立を強行したのは、当の安倍政権ではなかったのか。

自衛隊は、日本が外国から急迫不正な侵害を受ける際、それを阻止するための必要最小限度の実力を保持する組織であり、戦力には該当しないというのが、自民党が長年、政権を握ってきた歴代内閣の見解である。

自衛隊を憲法とする意見があるのは確かだが、国会での議論の積み重ねを通じて定着した政府見解には、それなりの重みがある。

安倍政権が憲法学者の自衛隊違憲論を理由に九条一項の改正を主張するのなら、集団的自衛権の行使を認めた閣議決定や安保関連法についても、憲法違反とする憲法学者の意見を受け入れて撤回、廃止すべきではないのか。

都合のいいときには憲法学者の意見を利用し、悪いときは無視して何と言つ。それこそ国民が憲法で権力を律する立憲主義を震るに震る行為ではないか。

憲法改正とは国民の幅広い支持が必要だ。九条一項を改正しなければ国民の平穏な暮らしが脅かされるほど緊急性が今あるのか。一九五五年の結党以来の覚悟だと云ふが、憲法改正自体が目的化していると危惧せざるを得ない。

2/3 月光